

第82期決算公告

平成23年6月30日

佐賀市唐人二丁目7番20号
株式会社 佐賀銀行
取締役頭取 松尾 靖彦

貸借対照表（平成23年3月31日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け	65,038	預金	1,854,458
現金	34,316	当座預金	94,391
預け	30,721	普通預金	903,654
コ ー ル 口 ー	81,330	貯蓄預金	5,575
買入金	22,882	通知預金	3,809
特定取引	40,067	定期預金	828,719
商品有価証券	40,067	その他の預金	18,309
金銭の信託	660	譲渡性預金	25,496
有価証券	581,540	借入金	24,941
国債	186,160	借入	24,941
地方債	233,454	外国為替	50
株式	95,937	売渡外国為替	41
その他の証券	32,649	未払外国為替	8
貸出	33,339	その他の負債	19,494
割引手形	1,210,349	未払法人税等	117
手形貸付	11,564	未払費用	1,744
証書貸付	70,082	前受収益	802
当座貸越	987,379	金融派生商品	2,330
外国為替	141,322	資産除去債務	226
外国他店預け	2,171	その他の負債	14,273
買入外国為替	1,685	賞与引当金	675
取立外国為替	55	退職給付引当金	12,258
その他の資産	431	役員退職慰労引当金	432
前払費用	8,876	睡眠預金払戻損失引当金	107
未収収益	40	再評価に係る繰延税金負債	5,603
金融派生商品	2,293	支払承諾	13,706
その他の資産	2,455	負債の部合計	1,957,226
有形固定資産	4,086	（純資産の部）	
建物	25,161	資本	16,062
土地	3,618	資本剰余金	11,374
建設仮勘定	20,142	資本準備金	11,374
その他の有形固定資産	4	利益剰余金	47,636
無形固定資産	1,395	利益準備金	14,926
ソフトウェア	4,347	その他利益剰余金	32,710
その他の無形固定資産	4,003	別途積立金	27,800
繰延税金資産	343	固定資産圧縮積立金	126
支払承諾見返	8,758	繰越利益剰余金	4,784
貸倒引当金	13,706	自己株式	876
	18,122	株主資本合計	74,197
		その他有価証券評価差額金	8,176
		繰延ヘッジ損益	1
		土地再評価差額金	7,169
		評価・換算差額等合計	15,345
		純資産の部合計	89,543
資産の部合計	2,046,769	負債及び純資産の部合計	2,046,769

損益計算書

〔 平成 22 年 4 月 1 日から
平成 23 年 3 月 31 日まで 〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		40,217
資金運用収益	30,771	
貸出金利息	23,618	
有価証券利息配当金	6,915	
コールローン利息	75	
預け金利息	26	
その他の受入利息	135	
信託報酬	3	
役務取引等収益	6,197	
受入為替手数料	2,583	
その他の役務収益	3,613	
特定取引収益	447	
商品有価証券収益	447	
その他業務収益	2,361	
外国為替売買益	122	
国債等債券売却益	2,088	
その他の業務収益	150	
その他経常収益	436	
株式等売却益	61	
金銭の信託運用益	1	
その他の経常収益	374	
経常費用		32,997
資金調達費用	1,984	
預金利息	1,548	
譲渡性預金利息	103	
コールマネー利息	0	
借入金利息	332	
役務取引等費用	3,082	
支払為替手数料	611	
その他の役務費用	2,471	
その他業務費用	770	
国債等債券売却損	251	
国債等債券償却	141	
金融派生商品費用	377	
営業経費	24,798	
その他経常費用	2,360	
貸倒引当金繰入額	855	
株式等売却損	48	
株式等償却	805	
その他の経常費用	650	
経常利益		7,220
特別利益		11
固定資産処分益	11	
特別損失		2,112
固定資産処分損失	64	
減損損失	1,930	
その他の特別損失	117	
税引前当期純利益		5,119
法人税、住民税及び事業税	43	
法人税等調整額	2,414	
法人税等合計		2,458
当期純利益		2,660

【個別注記表】

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1.及び2.(1)と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く。）の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～60年
その他	2年～20年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

5. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績

率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

また、当事業年度末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。

なお、当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は1百万円(税効果額控除前)であります。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

（資産除去債務に関する会計基準）

当事業年度から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、経常利益は2百万円減少し、税引前当期純利益は122百万円減少しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 786 百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 2,974 百万円、延滞債権額は 31,449 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 6,084 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 40,508 百万円です。

なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、11,619 百万円です。

7. 担保に供している資産は次のとおりです。

担保に供している資産

有価証券 5,889 百万円

担保資産に対応する債務

預金 2,570 百万円

借入金 3,200 百万円

上記のほか、為替決済、信託業務、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 119,552 百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金は 1,397 百万円です。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、441,592 百万円です。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が 438,500 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内

手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 8,494百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額 24,216百万円
11. 有形固定資産の圧縮記帳額 4,147百万円
12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 20,500百万円が含まれております。
13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は1,486百万円であります。
14. 1株当たりの純資産額 531円53銭
15. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
16. 関係会社に対する金銭債権総額 4,120百万円
17. 関係会社に対する金銭債務総額 6,407百万円
18. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号口(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準) 11.61%

(損益計算書関係)

1 . 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	38 百万円
役務取引等に係る収益総額	4
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	20

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	5
役務取引等に係る費用総額	452
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	1,215

2 . 1 株当たり当期純利益金額 15 円 65 銭

3 . 当事業年度において、営業キャッシュ・フローの低下や市場価格の著しい低下により以下の資産について回収可能価額まで減額し、当該減少額 1,930 百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種 類	減損損失
佐賀県内	営業店舗 3 か所	土地・建物・動産	11 百万円
福岡県内	営業店舗 13 か所	土地・建物・動産	1,714
長崎県内	営業店舗 1 か所	土地	204
合計			1,930

当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額については不動産鑑定評価基準等に準じて評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。

資産のグルーピング方法は、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っておりますが、銀行全体に関連する資産（本部使用資産、社宅、ATM コーナー等）は共用資産とし、遊休資産については各々独立した単位として取り扱っております。

4. 関連当事者との取引は以下のとおりであります。

(1) 子会社・子法人等及び関連法人等

属性	会社等の名称	議決権の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子法人等	佐銀信用保証 株式会社	所有 直接 5.00 間接 61.60	ローン等に 係る保証委 託	被保証債務	260,033	-	-

取引条件については、一般の取引先と同様に決定しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその 近親者が議決 権の過半数を 所有している 会社等	株式会社福岡 商店	被所有 直接 0.22	資金の貸出 役員の兼任	資金の貸出 利息の受取	364 5	貸出金	452
	佐賀宇部コン クリート工業 株式会社	被所有 直接 0.02	資金の貸出 役員の兼任	資金の貸出 利息の受取	275 3	貸出金	296

当行役員福岡福麿及びその近親者が、株式会社福岡商店については議決権の66%を保有しており、佐賀宇部コンクリート工業株式会社については同52%を保有しております。

また、取引条件については、一般の取引先と同様に決定しております。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券(平成23年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	3

2. 満期保有目的の債券(平成23年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額 を超えるもの	社 債	959	965	6
時価が貸借対照表計上額 を超えないもの	社 債	1,150	1,134	15
合 計		2,109	2,100	8

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式等(平成23年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	107
関連法人等株式	6
投資事業組合出資金	672
合 計	786

(注) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式等については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものです。

4. その他有価証券（平成23年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	株 式	18,080	7,582	10,498
	債 券	406,086	395,682	10,403
	国 債	158,648	153,771	4,877
	地 方 債	165,576	161,722	3,854
	社 債	81,861	80,189	1,672
	そ の 他	11,164	10,843	321
	小 計	435,332	414,109	21,222
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	株 式	12,746	17,059	4,313
	債 券	107,356	108,932	1,576
	国 債	27,511	27,952	441
	地 方 債	67,878	68,847	969
	社 債	11,966	12,132	165
	そ の 他	21,408	23,077	1,669
	小 計	141,510	149,069	7,558
合 計		576,843	563,178	13,664

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)
株 式	1,708
そ の 他	93
合 計	1,802

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）
該当ありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株 式	600	61	48
債 券	181,062	1,965	215
国 債	107,475	695	215
地 方 債	1,998	38	-
社 債	71,588	1,231	-
そ の 他	4,470	122	35
合 計	186,134	2,149	299

7. 保有目的を変更した有価証券
該当ありません。

8. 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く。)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額は 886 百万円(うち、株式 805 百万円、その他の証券 80 百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は以下のとおりであります。

- (1) 期末日の時価が取得原価の 50%以上下落した銘柄
- (2) 期末日の時価が取得原価の 30%以上 50%未満下落し、かつ下記ア、イ、ウのいずれかに該当する銘柄
 - ア 時価が過去 2 年間にわたり、常に簿価の 70%以下である場合
 - イ 株式の発行会社が債務超過の状態にある場合
 - ウ 株式の発行会社が 2 期連続で損失を計上し、翌期も損失を計上すると予想される場合

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託(平成 23 年 3 月 31 日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	495	-

2. 満期保有目的の金銭の信託(平成 23 年 3 月 31 日現在)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成 23 年 3 月 31 日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの (百万円)	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	164	164	-	-	-

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

	金額 (百万円)
繰延税金資産	
貸倒引当金	6,479
退職給付引当金	4,940
減損損失	1,287
減価償却費	1,251
税務上の繰越欠損金	5,068
その他	1,502
繰延税金資産小計	20,528
評価性引当額	6,195
繰延税金資産合計	14,333
繰延税金負債	
其他有価証券評価差額金	5,487
固定資産圧縮積立額	87
繰延税金負債合計	5,574
繰延税金資産の純額	8,758

信託財産残高表
(平成23年3月31日現在)

(単位:百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
有 形 固 定 資 産	316	金 銭 信 託	2
無 形 固 定 資 産	316	包 括 信 託	686
現 金 預 け 金	56		
合 計	688	合 計	688

(注)1.記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2.共同信託他社管理財産 - 百万円

3.元本補てん契約のある信託は、平成23年3月31日現在取扱っておりません。

連結貸借対照表 (平成 23 年 3 月 31 日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	65,038	預 金	1,848,557
コールローン及び買入手形	81,330	譲 渡 性 預 金	25,496
買入金銭債権	22,882	借 用 金	24,941
特定取引資産	40,067	外 国 為 替	50
金銭の信託	660	そ の 他 負 債	22,139
有 価 証 券	582,172	賞 与 引 当 金	711
貸 出 金	1,210,349	退 職 給 付 引 当 金	12,383
外 国 為 替	2,171	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	441
そ の 他 資 産	10,116	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	107
有 形 固 定 資 産	25,240	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	5,603
建 物	3,634	支 払 承 諾	13,706
土 地	20,181	負 債 の 部 合 計	1,954,139
建 設 仮 勘 定	4	(純資産の部)	
その他の有形固定資産	1,420	資 本 金	16,062
無 形 固 定 資 産	4,435	資 本 剰 余 金	11,375
ソ フ ト ウ ェ ア	4,089	利 益 剰 余 金	48,418
その他の無形固定資産	346	自 己 株 式	882
繰 延 税 金 資 産	10,049	株 主 資 本 合 計	74,973
支 払 承 諾 見 返	13,706	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	8,177
貸 倒 引 当 金	21,140	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	1
		土 地 再 評 価 差 額 金	7,169
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	15,346
		少 数 株 主 持 分	2,621
		純 資 産 の 部 合 計	92,941
資 産 の 部 合 計	2,047,081	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,047,081

連結損益計算書 { 平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで }

(単位:百万円)

科 目	金 額	金 額
経 常 収 益		40,957
資 金 運 用 収 益	30,775	
貸 出 金 利 息	23,618	
有 価 証 券 利 息 配 当 金	6,919	
コ ー ル ロ ー ン 利 息 及 び 買 入 手 形 利 息	75	
預 け 金 利 息	26	
そ の 他 の 受 入 利 息	135	
信 託 報 酬	3	
役 務 取 引 等 収 益	6,618	
特 定 取 引 収 益	447	
そ の 他 業 務 収 益	2,396	
そ の 他 経 常 収 益	715	
経 常 費 用		33,405
資 金 調 達 費 用	1,978	
預 金 利 息	1,542	
譲 渡 性 預 金 利 息	103	
コ ー ル マ ネ ー 利 息 及 び 売 渡 手 形 利 息	0	
借 用 金 利 息	332	
役 務 取 引 等 費 用	2,631	
そ の 他 業 務 費 用	770	
営 業 経 費	25,129	
そ の 他 経 常 費 用	2,895	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	910	
そ の 他 の 経 常 費 用	1,985	
経 常 利 益		7,551
特 別 利 益		11
固 定 資 産 処 分 益	11	
償 却 債 権 取 立 益	0	
特 別 損 失		2,113
固 定 資 産 処 分 損 失	65	
減 損 損 失	1,930	
そ の 他 の 特 別 損 失	117	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		5,449
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	202	
法 人 税 等 調 整 額	2,380	
法 人 税 等 合 計		2,583
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		2,866
少 数 株 主 利 益		169
当 期 純 利 益		2,696

【連結注記表】

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

連結計算書類の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 3社

佐銀ビジネスサービス株式会社

佐銀コンピュータサービス株式会社

佐銀信用保証株式会社

(2) 非連結の子会社及び子法人等

佐銀ベンチャーキャピタル投資事業有限責任組合第一号

佐銀ベンチャーキャピタル投資事業有限責任組合第二号

さがベンチャー育成第一号投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連法人等 2社

佐銀リース株式会社

株式会社佐銀ベンチャーキャピタル

(3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

佐銀ベンチャーキャピタル投資事業有限責任組合第一号

佐銀ベンチャーキャピタル投資事業有限責任組合第二号

さがベンチャー育成第一号投資事業有限責任組合

(4) 持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 3社

4. 開示対象特別目的会社に関する事項

該当ありません。

5. のれんの償却に関する事項

該当ありません。

会計処理基準に関する事項

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1.及び2.(1)と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く。）の評価は、時価法により行っております。

4. 減価償却の方法

(1) 有形固定資産

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年～60年
その他	2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、法人税法の定める耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却引当基準に則り、次のとおり計上しております。

銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

6.賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

7.退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

8.役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

9.睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

10.外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

11.リース取引の処理方法

当行並びに連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

12.重要なヘッジ会計の方法

(1)金利リスクヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。

なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は100万円(税効果額控除前)であります。

(2)為替変動リスクヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション・相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

連結される子会社及び子法人等においては、上記(1)及び(2)についてヘッジ会計を行っておりません。

13.消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

(資産除去債務に関する会計基準)

当連結会計年度から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。

これにより、経常利益は2百万円減少し、税金等調整前当期純利益は122百万円減少しております。

(特分法に関する会計基準)

当連結会計年度から「特分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号平成20年3月10日公表分)及び「特分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号平成20年3月10日)を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

表示方法の変更

(連結貸借対照表及び連結株主資本等変動計算書関係)

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令「(内閣府令第5号平成23年3月25日)により改正された銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式を適用し、前連結会計年度における「評価換算差額等」は当連結会計年度から「その他の包括利益累計額」として表示しております。

(連結損益計算書関係)

当連結会計年度から銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令「(内閣府令第41号平成22年9月21日)により改正された銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式を適用し、「少数株主損益調整前当期純利益」を表示しております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 (連結子会社及び連結子法人等の株式を除く) 1,091 百万円
2. 貸出金及びその他資産のうち、破綻先債権額は 4,113 百万円、延滞債権額は 31,449 百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金 (貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という) のうち、法人税法施行令 (昭和 40 年政令第 97 号) 第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
その他資産のうち、貸出金に準じるものとして、求償債権を上記の対象としており、その債権額は 1,139 百万円あります。
3. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額はありません。
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 6,084 百万円あります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 41,647 百万円あります。
なお、上記 2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は (再) 担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、11,619 百万円あります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	5,889 百万円
担保資産に対応する債務	
預金	2,570 百万円
借入金	3,200 百万円

上記のほか、為替決済、信託業務、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 119,552 百万円を差し入れております。
また、その他資産のうち保証金は 1,399 百万円あります。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、441,592 百万円あります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取消可能なもの) が 438,500 百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に (半年毎に) 予め定めている行内 (社内) 手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
9. 土地の再評価に関する法律 (平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号) に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令 (平成 10 年 3 月 31 日
公布政令第 119 号 第 2 条第 1 号に定める地価公示法に基
づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による
補正等)合理的な調整を行って算出。

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用
土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 8,494 百万円

10.有形固定資産の減価償却累計額 24,354 百万円

11.有形固定資産の圧縮記帳額 4,147 百万円

12.借入金には、他の債務より債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 20,500 百万円が
含まれております。

13.「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募 (金融商品取引法第 2 条第 3 項)による社債に対する保証債務の額は
1,486 百万円であります。

14.1株当たりの純資産額 536 円 20 銭

15.連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース
契約により使用しております。

16.当連結会計年度末の退職給付債務等は、以下のとおりであります。

退職給付債務	21,569	百万円
年金資産 (時価)	8,184	
<hr/>		
未積立退職給付債務	13,385	
会計基準変更時差異の未処理額	-	
未認識数理計算上の差異	986	
未認識過去勤務債務 (債務の減額)	14	
<hr/>		
連結貸借対照表計上額の純額	12,383	
前払年金費用	-	
退職給付引当金	12,383	

17.銀行法施行規則第 17 条の 5 第 1 項第 3 号ロに規定する連結自己資本比率 (国内基準) 11.88%

(連結損益計算書関係)

1.「その他の経常費用」には、貸出金償却 393 百万円、株式等償却 805 百万円を含んでおります。

2.1株当たり当期純利益金額 15 円 87 銭

3.当連結会計年度において、営業キャッシュ・フローの低下や市場価格の著しい低下により以下の資産について回収
可能価額まで減額し、当該減少額 1,930 百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種 類	減損損失
佐賀県内	営業店舗 3 か所	土地 建物 動産	11 百万円
福岡県内	営業店舗 13 か所	土地 建物 動産	1,714
長崎県内	営業店舗 1 か所	土地	204
<hr/>			
合計			1,930

当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額については不動産鑑定評価基
準等に準じて評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。

資産のグルーピング方法は、当行では管理会計上の最小区分である営業店単位 (ただし、連携して営業を行って
いる営業店グループは当該グループ単位) でグルーピングを行っておりますが、銀行全体に関連する資産 (本部使
用資産、社宅、ATM コーナー等) は共用資産とし、遊休資産については各々独立した単位として取り扱っております。
また、連結子会社では各社をグルーピングの単位として取り扱っております。

4.当連結会計年度における包括利益金額 1,612 百万円

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当行グループは、預金等で資金を調達し、貸出金や有価証券等で運用するとい銀行業務を主として営んでおります。預金、貸出金や有価証券等の金融資産、金融負債は、金利リスク、価格変動リスク等を有しており、これらのリスクを適切にコントロールし、安定的な収益を計上するため、当行では、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行い、その一環として、デリバティブ取引を行っております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として国内の事業会社、地方公共団体及び個人に対する貸出金であり、取引先の契約不履行による信用リスクに晒されております。当行では融資の規範であるクレジットポリシーに業種毎の与信限度シェアを定めており、特定業種への与信集中はありません。この為、当連結会計年度の連結決算日現在における貸出金のうち、最も大きいシェアを占める業種においても製造業の10.2%と業種毎のリスクは分散しています(地方公共団体、個人ローンを除く)。

有価証券は、主に株式、債券、投資信託及び組合出資金であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しているほか、一部は売買目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利リスク、価格変動リスクに晒されております。

借入金及びコールマネーは、一定の環境の下で当行グループが市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。また、変動金利の借入を行っております。

デリバティブ取引にはALMの一環で行っている金利スワップ取引があります。当行では、金利スワップ取引をヘッジ手段として、ヘッジ対象である貸出金に関わる金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。

また、金利スワップ取引をヘッジ手段として、ヘッジ対象である長期貸出金に金利スワップの特例処理を行っております。一部ヘッジ会計の要件を満たしていない取引は、為替及び金利の変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当行グループは、当行の信用リスクに関する管理諸規程に従い、「債務者信用格付制度」、「自己査定」などの個別のリスク管理に加え、統計的手法によって、今後1年間の損失額を計量的に把握する「信用リスク計量化」に取り組んでいる他、与信限度額の設定、問題債権への対応などと信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、与信関連部署より定期的に経営陣に対し大口取引先への与信状況やポートフォリオ全体のリスク量等の報告を行っております。

市場リスクの管理

()金利リスクの管理

当行グループは、ALMによって金利リスクを管理しております。「市場リスク管理規程」など市場リスク管理に関する諸規定において、リスク管理方法や手続等の詳細を規定しており、リスク限度額をALM会議で協議の上、常務会で決定しております。所管部はALM会議において実施状況の把握、確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的にはALM担当部において金融資産及び負債について、ギャップ分析や金利感応度分析等によるモニタリングを行い、月次ベースでALM会議で報告しております。なお、ALMによる金利リスクをヘッジするための金利スワップ等のデリバティブ取引も行っております。

()為替リスクの管理

当行グループは、為替の変動リスクに関して、当行全体の為替ポジションを把握した上で管理を行い、必要に応じて通貨スワップ等を利用しております。

()価格変動リスクの管理

株式等の保有については、ALM会議の方針に基づき、ALM会議で協議の上、常務会で決定したリスク限度額の枠内で行っております。このうち、純投資目的については、事前審査、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っており、業務資本提携を含む事業推進目的で保有しているものについては、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

() デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制体制のもとで実施しております。

() 市場リスクに係る定量的情報

(ア) トレーディング目的の金融商品

当行グループでは、トレーディング目的として保有している「特定取引資産」のバリュアット・リスク(以下「VaR」という)の算定にあたっては、分散共分散法(債券デイトリングの保有期間:1日、債券デイトリングを除く特定取引資産の保有期間:10日間、信頼区間99%、観測期間1年)を採用しております。

平成23年3月31日(当期の連結決算日)現在で当行グループのトレーディング業務の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で1百万円です。

(イ) トレーディング目的以外の金融商品

当行グループにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、貸出金、有価証券のうちその他有価証券及び満期保有目的の債券に分類される債券、預金、借入金、デリバティブ取引のうち金利スワップ取引、債券先物取引等です。これらの金融資産及び金融負債に関するVaRの算定にあたっては、分散共分散法(円貨:保有期間60日、信頼区間99%、観測期間5年/外貨:保有期間20日、信頼区間99%、観測期間1年)を採用しております。

また、価格変動リスクの影響を受ける株式等に関するVaRの算定にあたっては、分散共分散法(政策目的:保有期間125日、信頼区間99%、観測期間5年/純投資:投資信託、特定金銭信託:保有期間20日、信頼区間99%、観測期間1年)を採用しております。

平成23年3月31日(当期の連結決算日)現在で当行グループのトレーディング業務以外の市場リスク量は、全体で17,194百万円です。

なお、当行グループでは主な商品毎に、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックステイキングを実施しております。平成22年度に関して実施したバックステイキングの結果、実際の評価損益等の増減がVaRを超えた回数は250回中最大2回であり、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

資金調達に係る流動性リスクの管理

当行グループは、ALMを通して、適時にグループ全体の資金管理を行うほか、預金、貸出金の満期ミスマッチ管理、流動性を考慮した有価証券及び短期金融市場での運用などによって、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、「2.金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2.金融商品の時価等に関する事項

平成 23 年 3 月 31 日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注 2 参照）。

（単位 百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	65,038	65,038	-
(2) コールローン及び買入手形	81,330	81,330	-
(3) 買入金銭債権	22,882	22,882	-
(4) 特定取引資産			
売買目的の有価証券	40,067	40,067	-
(5) 金銭の信託	660	660	-
(6) 有価証券			
満期保有目的の債券	2,109	2,100	8
其他有価証券	576,843	576,843	-
(7) 貸出金	1,210,349		
貸倒引当金（*1）	18,098		
	1,192,250	1,227,359	35,109
資産計	1,981,182	2,016,283	35,100
(1) 預金	1,848,557	1,848,841	284
(2) 譲渡性預金	25,496	25,496	0
(3) 借入金	24,941	24,961	20
負債計	1,898,995	1,899,300	304
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	124	124	-
ヘッジ会計が適用されているもの	-	38	38
デリバティブ取引計	124	163	38

*1 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

*2 特定取引資産及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注 1）金融商品の時価の算定方法

資 産

① 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金についても、預入期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

② コールローン及び買入手形

コールローン及び買入手形については、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

③ 買入金銭債権

買入金銭債権については、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

④ 特定取引資産

トレーディング目的で保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

⑤ 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券について

は、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

6) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格、合理的に算定された価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。債券の合理的に算定された価格については、元利金の合計額を信用リスク相当分を調整した利率で割り引いて算定しております。

変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより市場価格をもって連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は4,839百万円増加、「繰延税金資産」は1,950百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は2,889百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、市場のスポット・レートにより将来発生するキャッシュ・フローを算出し、現在価値に割り引く方法等により算定しております。また、計測モデルで使用する価格決定係数については、恣意性を排除した客観的な指標を使用しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記については「(有価証券関係)」に記載しております。

7) 貸出金

貸出金については、元利金の合計額を信用リスク相当分を調整した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

①) 預金、及び②) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、元利金の合計額を割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

③) 借入金

借入金については、元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引(金利先物、金利オプション、金利スワップ等)、通貨関連取引(通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等)であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(6) 其他有価証券」には含まれておりません。

(単位 百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場新株予約権付社債 (※1)	0
非上場株式 (※1)	2,454
非上場外国株式 (※1)	5
組合出資金 (※2)(※3)	760
合 計	3,220

(※1)非上場新株予約権付社債、非上場株式及び非上場外国株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※2)当連結会計年度において、組合出資金について9百万円減損処理を行っております。

(※3)組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位 百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	30,721	-	-	-	-	-
コールローン及び買入手形	81,330	-	-	-	-	-
買入金銭債権	22,882	-	-	-	-	-
有価証券						
満期保有目的の債券	629	1,180	300	-	-	-
其他有価証券のうち 満期があるもの	53,471	91,065	98,625	117,951	126,433	51,186
貸出金 (※)	315,487	242,711	176,328	92,083	104,186	204,788
合 計	504,522	334,956	275,253	210,035	230,620	255,975

(※)貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定が見込めない9,497百万円、期間の定めのないもの65,265百万円は含めておりません。

(注4)借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位 百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金 (※)	1,724,545	119,425	4,586	-	-	-
譲渡性預金	25,456	40	-	-	-	-
借入金	3,460	487	304	16,665	4,024	-
合 計	1,753,462	119,952	4,890	16,665	4,024	-

(※)預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (平成 23 年 3 月 31 日現在)

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	3

2. 満期保有目的の債券 (平成 23 年 3 月 31 日現在)

	種 類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	社 債	959	965	6
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	社 債	1,150	1,134	15
合 計		2,109	2,100	8

3. その他有価証券 (平成 23 年 3 月 31 日現在)

	種 類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	18,080	7,582	10,498
	債 券	406,086	395,682	10,403
	国 債	158,648	153,771	4,877
	地 方 債	165,576	161,722	3,854
	社 債	81,861	80,189	1,672
	そ の 他	11,164	10,843	321
	小 計	435,332	414,109	21,222
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	12,746	17,059	4,313
	債 券	107,356	108,932	1,576
	国 債	27,511	27,952	441
	地 方 債	67,878	68,847	969
	社 債	11,966	12,132	165
	そ の 他	21,408	23,077	1,669
	小 計	141,510	149,069	7,558
合 計		576,843	563,178	13,664

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券 (自 平成 22 年 4 月 1 日 至 平成 23 年 3 月 31 日)
該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券 (自 平成 22 年 4 月 1 日 至 平成 23 年 3 月 31 日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株 式	600	61	48
債 券	181,062	1,965	215
国 債	107,475	695	215
地 方 債	1,998	38	-
社 債	71,588	1,231	-
そ の 他	4,470	122	35
合 計	186,134	2,149	299

6. 保有目的を変更した有価証券
該当ありません。

7.減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く。)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、886百万円(うち、株式805百万円、その他の証券80百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は以下のとおりであります。

- (1) 期末日の時価が取得原価の50%以上下落した銘柄
- (2) 期末日の時価が取得原価の30%以上50%未満下落し、かつ下記ア、イ、ウのいずれかに該当する銘柄
 - ア 時価が過去2年間にわたり常に簿価の70%以下である場合
 - イ 株式の発行会社が債務超過の状態にある場合
 - ウ 株式の発行会社が2期連続で損失を計上し、翌期も損失を計上すると予想される場合

(金銭の信託関係)

1.運用目的の金銭の信託(平成23年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	495	-

2.満期保有目的の金銭の信託(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

3.その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成23年3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	164	164	-	-	-

(注)1.連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2.「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。